福岡市博多区整形外科火災について

住宅局建築指導課平成25年10月15日

1. 火災の概要(総務省消防庁による)

発生日時:平成25年10月11日(金) 覚知2時22分

発生場所:福岡県福岡市博多区住吉5丁目29-13

被害者:死者 10人

負傷者 5人(重症4人、中等症1人)

火災概要:焼損面積 415㎡

火災原因 (確認中)

平成25年10月11日(金) 3時39分鎮圧、4時56分鎮火

2. 建物の概要(総務省消防庁、福岡市による)

構造:RC造・耐火構造(一部S造・準耐火構造)

階数:地上4階、地下1階建て 用途:複合用途(診療所併用住宅)

※1、2階は診療所、3階が住宅、4階は実態として寮として使用。

建築面積:203.59㎡

延べ面積:約720㎡程度 「昭和48年建築確認時以降の

増築部分(約50㎡)があるため面積は概数

※定期報告の対象外

3. 建築経過(福岡市による)

昭和44年7月8日 建築確認(新築)

鉄骨造3階建て建築物 診療所兼居宅、延べ面積293.74㎡昭和48年7月12日 建築確認(増築)

・鉄筋コンクリート造(地上4階、地下1階)診療所併用住宅、 延べ面積366.49㎡

※昭和48年の増築後、さらに無届で増築された部分(1、3、4階で計約50㎡)があることが確認された。増築時期について、1階部分は2、3年程前であり、3、4階部分については不明。

4. 防火戸の状況

- ・1、2階は温度ヒューズ式防火戸及び熱又は煙感知式(どちらかは不明)の防火戸が設置され、3、4階は常時閉鎖防火戸が設置されているが、1、2階及び4階は 閉鎖されなかったと考えられる。3階は不明。
- 4階部分は扉をヒモで縛り、閉まらないようにされていた。
- ・1階及び2階部分は温度ヒューズ式で全てヒューズが溶けていたが扉は閉鎖していなかった。
- 5. 建築基準法令違反関係
 - ・無届による増築
 - ・増築 (無届によるもの) に伴い煙感知方式に改修すべき防火戸の感知装置を温度ヒューズ式等のままに放置
 - ・吹抜部分(無届で増築された部分)の防火区画の不備

- ・1階の無届による増築部分及び増築により生じた無窓の居室(2階診察室、3階居室)における排煙設備の未設置
- ・非常用照明の未設置(1階通路、2階厨房)

6. 国土交通省の対応

- ・福岡市に対し、火災の状況等について情報収集を実施。
- ・本省職員及び九州地方整備局職員は福岡市とともに10月11日(金)及び12日 (土)に現地調査を実施。